

厚生労働省発老0112第2号

平成29年1月12日

指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働事務次官

(公 印 省 略)

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付について」の一部改正について

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付については、平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号本職通知「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成29年1月12日から適用することとされたので通知する。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 (略)</p> <p>(交付金の対象除外)</p> <p>4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 先進的事業支援特例交付金</p> <p>(予算目名 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金) (略)</p>	<p style="text-align: center;">地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 (略)</p> <p>(交付金の対象除外)</p> <p>4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 先進的事業支援特例交付金</p> <p>(予算目名 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金) (略)</p>

新			旧
<p>(2) 先進的事業支援特例交付金（防犯対策強化事業に係る分）</p> <p>(予算目名 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)</p> <p>先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分における実施要綱の別表1の第1欄に定める対象施設ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p>			(新規)
1 区分	2 基準額	3 対象経費	
<p>既存高齢者施設等の防犯対策を強化するために必要な安全対策に要する経費を支援する事業</p>	<p>実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>先進的事業整備計画に基づく防犯対策強化事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	

新

(3) 先進的事業支援特例交付金

(予算目名 地域介護・福祉空間整備推進交付金)

先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
「介護予防・生活支援拠点」の実施に必要な設備等に要する経費を支援する事業	実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	「介護予防・生活支援拠点」の実施に必要な設備等に要する経費を支援する事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。

6～13 (略)

旧

(2) 先進的事業支援特例交付金

(予算目名 地域介護・福祉空間整備推進交付金)

先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
「介護予防・生活支援拠点」の実施に必要な設備等に要する経費を支援する事業	実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	「介護予防・生活支援拠点」の実施に必要な設備等に要する経費を支援する事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。

6～13 (略)

新

旧

別紙 1 (略)

別紙 1

別紙 (1) - 1 (略)

別紙 (1) - 1 (略)

別紙 (I) - 2

平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金申請額算出内訳

(単位：円)

施設名・事業名等	設置主体	総事業費 A	対象経費の 支支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D (A-C)	基準額 E	交付金 所要額 F	抵当施設定 の有無
介護予防・生活支援施設整備事業								
既存施設のスクラップ等整備整備事業								
認知症ケアホーム等防災改修等支援事業								
介護予防・生活支援拠点施設整備支援事業								
合計								

(注1) 交付金所要額には、B欄、D欄及びE欄の合計額の繰上控除して繰上控除額を記入すること。
(注2) 抵当施設定有施設には、補助前年度交付金に付して抵当施設定有施設「有り」と記入すること。

別紙 (I) - 2

平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金申請額算出内訳

(単位：円)

施設名・事業名等	設置主体	総事業費 A	対象経費の 支支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D (A-C)	BとDとの差額 E 左の欄	FとEとの差額 G 右の欄 × 1/2	交付金 所要額 H	抵当施設定 の有無
介護予防・生活支援拠点整備事業									
既存施設のスクラップ等整備整備事業									
認知症ケアホーム等防災改修等支援事業									
介護予防・生活支援拠点整備支援事業									
合計									

注1) 交付金所要額には、B欄、D欄及びE欄の合計額の繰上控除して繰上控除額を記入すること。
注2) 交付金所要額には、補助前年度交付金に付して抵当施設定有施設「有り」と記入すること。
注3) 補助施設定有施設には、補助前年度に付して抵当施設定有施設「有り」と記入すること。
注4) 補助施設定有施設には、補助前年度に付して抵当施設定有施設「有り」と記入すること。

新

旧

新

旧

別紙（１）－３

別紙２

別紙（２）－１（略）

別紙（１）－３

別紙２

別紙（２）－１（略）

平成 年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金精算額算出内訳

施設名・事業名等	設置主体	総事業費 A	対施設費の 実支出額		差引額 D(A-C)	基準額 E	交付金 所要額 F	交付金 交付決定額 G	交付金 受入済額 H	差引通 △不足額 I(H-G)	充当繰越定 額の残高
			寄付金その他 実支出額 B	寄付金その他 の収入額 C							
介護予防・生活支援拠点整備事業											
施設整備のステップアップ一括整備整備事業											
認知症グループホーム等施設整備等支援事業											
介護予防・生活支援拠点整備推進支援事業											
合計											

(注1) 交付金所要額には、各施設ごとの需要を記入することとし、交付金所要額の合計額は、B欄、D欄及びE欄の合計額を比較して最も低い額を記入すること。
 (注2) 充当繰越定存品額には、補助財産取得時に併せて充当繰越定存品額「有り」と記入し、充当繰越定存品額を控除できる品額（在庫品等の手し物）を添付すること。

平成 年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備推進交付金精算額算出内訳

施設名・事業名等	設置主体	総事業費 A	対施設費の 実支出額		差引額 D(A-C)	BとDと比較しての △不足額		基準額 E	EとEと比較しての △不足額 x 1/2		交付金 所要額 F	交付金 交付決定額 G	交付金 受入済額 H	差引通 △不足額 I(H-G)	充当繰越定 額の残高
			寄付金その他 の収入額 B	寄付金その他 の収入額 C		BとDと比較しての △不足額 E	EとEと比較しての △不足額 x 1/2 G								
介護予防・生活支援拠点整備事業															
施設整備のステップアップ一括整備整備事業															
認知症グループホーム等施設整備等支援事業															
介護予防・生活支援拠点整備推進支援事業															
合計															

(注1) 交付金所要額には、各施設ごとの需要額を記入することとし、交付金所要額の合計額は、B欄とD欄の合計額を比較して最も低い額を記入すること。
 (注2) 充当繰越定存品額には、補助財産取得時に併せて充当繰越定存品額「有り」と記入し、充当繰越定存品額を控除できる品額（在庫品等の手し物）を添付すること。
 (注3) 充当繰越定存品額には、補助財産取得時に併せて充当繰越定存品額「有り」と記入し、充当繰越定存品額を控除できる品額（在庫品等の手し物）を添付すること。
 (注4) B欄及びD欄については、0.001未満を切り捨てた額を記入すること。

新	旧
別紙(2) - 3 (略)	別紙(2) - 3 (略)
別紙3 (略)	別紙3 (略)
別紙4 (略)	別紙4 (略)
別紙4 - (1) (略)	別紙4 - (1) (略)
別紙5 (略)	別紙5 (略)